

茨城県立中央病院臨床倫理コンサルテーションチーム規程

(目的及び設置)

第1条 医療現場には、多彩な臨床倫理問題（患者診療・ケアにおける倫理・社会・心理・法的問題等）が存在しており、医療従事者にとって判断に迷うことがしばしば起きている。そこで、職員が直面した臨床上の課題について相談を受け、可能な限り早急に多職種チームで対応し助言する「臨床倫理コンサルテーションチーム」（以下「コンサルチーム」という。）を設置する。

(定義)

第2条 「臨床倫理コンサルテーション」とは、職員が直面した臨床倫理上の課題について相談を受け、可能な限り早急に多職種チームで検討のうえ、対応・助言する仕組みをいうものとする。

(所掌事項)

第3条 臨床倫理コンサルテーションの対象となる臨床倫理問題は、以下に挙げるような医療現場で遭遇する葛藤や社会的な懸案事項とする。ただし、倫理委員会等の承認を得て実施する臨床研究を除く。

- ①医療チームの中で治療方針を巡って意見の相違が起こった場合の対応
- ②患者や家族が適応のない治療を望んだ場合の対応
- ③家族が反対しているときの患者への病状説明の対応
- ④この患者には、どこまで積極的な治療をすれば良いかの判断
- ⑤治療を拒否する患者に、どう対処したら良いかの判断
- ⑥患者の意向と家族の希望が異なる場合の対応
- ⑦患者への心肺蘇生術を実施するかどうかの判断
- ⑧一旦開始した延命措置を中止するかどうかの判断
- ⑨その他 医療提供に関して判断に迷い「もやもやした感じ」が払拭できない事項への対応

(組織)

第4条 コンサルチームには、チーム長及び副チーム長を置き、病院長が任命する別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 チーム長は病院長が指名し、副チーム長はコンサルチームメンバーからチーム長が指名する。
- 3 チーム長に事故等がある時は、副チーム長がその職務を代行する。

(審議)

第5条 臨床倫理コンサルテーションは、次の手順により対応するものとする。

- 1 申請者は、「臨床倫理コンサルテーション申請書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、コンサルチームへ提出する。
- 2 申請者は、当該診療科の主治医または当該申請内容の実施担当責任者とする。

- 3 申請にあたっては、申請内容に関して診療科または所属部署内で検討を行い、申請内容に対する見解を統一しておくものとする。
- 4 コンサルチームは、チーム長の進行により、相談内容を把握して、当該事案について検討する。
- 5 コンサルチームは、必要に応じて患者または家族との面談を実施し、相談内容等が発生したプロセスを含めてその状況把握を行うとともに、可能な限り、相談内容に対し検討する。
- 6 検討した結果、倫理委員会において検討すべきものと判断した場合や、コンサルチームとしては判断できなかった場合には、その旨を病院長へ提案・助言する。
- 7 コンサルチーム長は、「臨床倫理コンサルテーションに関する経過又は結果報告書」（様式第2号）により、病院長名で申請者へ通知する。

（書類の保管）

第6条 「臨床倫理コンサルテーション申請書」及び「臨床倫理コンサルテーションに関する経過又は結果報告書」は、次のとおり保管する。

- ①原 本：総務課において保管
- ②コピー：患者カルテに保管（スキャナ取込）

（守秘義務）

第7条 コンサルチームメンバーは、知りえた機密について一切これを漏らしてはならない。これはその職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 コンサルチームの庶務は、医療連携・相談室において行うものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、コンサルチームに関し必要な事項は別途病院長が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成30年11月26日から施行する。